

電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

平成29年6月8日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月15日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御検討を頂く。

1. 経緯

平成29年6月8日付けで広域機関より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月15日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。（資料3-4、3-5）

2. 変更の主な内容（資料3-1）

変更の主な内容は、以下のとおり。

- ・ 電力・ガス基本政策小委員会制度設計作業部会（第3回）の審議結果を踏まえ、連系線利用ルールを「先着優先」から「間接オークション」に変更することに伴う変更
- ・ その他、国の審議会における議論を踏まえた変更、趣旨明確化 等

3. 認可申請に係る意見

変更内容について、電力の適正な取引の確保の観点から審査した結果、特段の問題はないと判断されるため、委員会として、資料3-2、3-3の案のとおり、当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。

[参考] 手続きの流れ

広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第28条の4第3項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の1第1項第5号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第28条の4第6第1項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされている。業務規程の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の1第1項第5号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。